

交際返金保証制度会員規約

本書面の内容を十分にお読みになり、よくご理解くださいますようお願いいたします。

(初期費用全額返金制度)

初期費用全額返金制度（以下、「本返金制度」）とは、株式会社クラブ・マリッジ（以下、「当社」）が提供する会員向けサービス（スタンダードコース）における、入会時にお支払い頂く初期費用（活動サポート費）の全額を、利用開始から 6 ヶ月以内に交際に至らなければ返還する制度をいいます。

1. 本書面は、結婚相手紹介サービス入会申込契約書と一体をなすものであり、同等の効力が生じます。
2. 当社は、会員から返金の申し出があった場合、会員、プロデューサー及び会社の三者で協議した上で、会社が承認した場合には、会員に対して支払済みの初期費用（活動サポート費）の全額を返還します。
3. 本返金制度に定める返金の手続きは、必ず来店の上書面で行うものとし、電話、ファクシミリ、電子メールその他の手段による手続きには応じかねます。
4. 会員による当社への返金の申し出は、利用開始日から 6 ヶ月経過した日（当該日が営業日でない場合はその前営業日とします。）から、10 日以内に手続きを行うものとし、それ以降は返金の申し出を行うことができないものとしします。
5. 本条に基づいて支払済みの諸費用の返金を受けた会員は、以降当社の返金を対象とするサービス、キャンペーンの一切を利用できません。
6. 以下の各号に定める場合、会員は、本返金制度による初期費用（活動サポート費）の返金を受けられないものとしします。
 - 6-1. 入会基準を設けさせていただいております。店舗への来店が可能な方で、ご紹介人数やその他条件が当社規定に達しない場合、入会をお断りする場合がございます。
 - 6-2. 利用開始から 6 ヶ月間の内、毎月の申し込み件数が 30 名に満たなかった場合。単月のお見合い成立件数が 5 件以上の場合は、申し込み件数 30 名未満の場合でも、6-2 条の規定は達していると判断します。

6-3. 利用開始から6ヶ月間の内、会員の転勤、引越し、仕事の都合、その他自己都合による休会・退会の場合。

6-4. 利用開始から6ヶ月間の内、毎月1回以上、担当プロデューサー、または当社スタッフとの面談時間を設け、これに参加できない場合。

6-5. 結婚相手紹介サービス入会申込契約書、本返金制度において、契約に反する行為、法令、公序良俗に反する行為、当社の運営を妨害する行為、その他、他の会員、当社又は第三者に不利益を与える行為があった場合。

【制定日】

制定：2014年9月1日

改定：2016年7月1日

改定：2018年8月1日

以上

本返金制度を受ける場合は下記に✓をお願いいたします。

本返金制度を受ける

本返金制度を受けない

本書面記載の各項目につき説明を受け、十分理解いたしました。

(署名欄：入会申込者)

※本返金制度を受けない場合も下記にご署名をお願い申し上げます。

西暦	年	月	日
(氏名)			